

キラキラ WEB 教室@home

肢体不自由等のある幼児とその保護者を対象とした教室です。

第14回 「教科書(教科用図書)について」

教科書とは・・・

「学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」とされています。(教科書の発行に関する臨時措置法第2条)また、「学校においては教科書(教科用図書)を使用しなければならない」(学校教育法第34条)とされています。

特別支援学校などにおいて、適切な教科書がないなど特別な場合には、これらの教科書以外の図書(一般図書)を教科書として使用することができます。

本校のでは、教育課程や児童生徒の実態に応じて、主に3種類の教科書を使用しています。

【文部科学省 検定済教科書】

『^{けんていほん}検定本』と言われる、文部科学大臣の検定を経た教科書です。本校では、小学校や中学校、高等学校に準ずる教育課程において使用しています。小・中学部では郡山市の学校で使用されている教科書と同じものを採択しています。高等部では、県の承認を得て、学校で採択しています。



【文部科学省 著作教科書】

『^{ほしほん}星本』とも呼ばれるこの教科書は、知的障害者用として文部科学省が著作の名義を有する教科書です。国語科、算数・数学科、音楽科の3教科があり、それぞれ小学部用が3種類(☆☆☆☆)、中学部用が2種類(☆☆☆☆、☆☆☆☆)あります。



【学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(一般図書)】

『^{えほんほん}絵本本』や『9条本』などとも呼ばれている教科書です。文部科学省が示している一般図書一覧から福島県教育委員会が調査研究を行い、適切と思われるものの中から、児童生徒の実態に合うものを学校で採択します。



相談専用携帯 080-7307-7175

第14回担当：郡山支援学校 教務部教科書係

(令和4年12月掲載)

こちらからバックナンバーもご覧いただけます

